

## ATCC株の輸入許可申請手続きのご案内(2024年7月改訂版)

(動物検疫/植物防疫上の輸入禁止品の輸入にあたって)

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、米国アメリカン・タイプ・カルチャー・コレクション(ATCC)株の輸入分譲依頼をいただき誠に有難うございます。

動物検疫/植物防疫上の輸入禁止品に該当するATCC商品の輸入にあたっては、農林水産大臣宛に輸入許可の申請を**お客様ご自身**で行っていただく必要がございます。輸入許可取得後、許可証票の原本・許可指令書の写し・申請書の写しの3点各1部ずつを、郵送にて弊社までご送付頂きますようお願い致します。

尚、輸入禁止品のお引き取り場所は**ご所属施設の最寄りの国際空港の動物検疫所、植物防疫所**となります。また、ATCCからは**航空貨物でのみの出荷**となり、郵便物としてはお送りできませんのでご了承下さい。

次頁以降に輸入許可申請の流れと注意点を記載致します。ご申請の際の一助になれば幸いです。ご不明な点があれば弊社までお知らせください。

- 1) 動物検疫上の輸入禁止品に該当した場合の手続 (2ページ目)
- 2) 植物防疫上の輸入禁止品に該当した場合の手続 (3ページ目)

## 1) 動物検疫所：家畜伝染病予防法 輸入禁止品に該当した場合の手続

- ① 分譲依頼書受領後、弊社より輸入禁止品に該当したことをご連絡いたします。
- ② 動物検疫所 HP (<http://www.maff.go.jp/aqs/>) 内の【病原体の輸入手続；監視伝染病の病原体等について】(<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/88.html>) の項を必ずご一読下さい。
- ③ 輸入にあたって、下記書類を作成して頂き、動物検疫所企画管理部までご送付願います。

- i) 禁止品輸入許可申請書；書式は上記 HP にてダウンロードが可能です。また、記入見本もごさいます。

## [注意点]

ご面倒ではございますが、アイテム毎に許可証が発行されるよう、アイテムごとの申請書を作成し、ご提出賜りますようお願い申し上げます。

\* 複数個申請される場合は、ご相談させて頂きたく、ご連絡下さいます様お願い致します。

- ・ 数量及びこうり数：1こおり 1アイテム
- ・ 荷送人の住所、職業、氏名：下記、ATCCの連絡先をご記載下さい。  
American Type Culture Collection  
10801 University Boulevard  
Manassas, Virginia 20110-2209 U. S. A.
- ・ 輸入の予定港（飛行場）：最寄りの国際線発着空港をご記載下さい。（原則、輸入禁止品は輸入港まで引き取りに行ってください）

- ii) 実験計画書

- iii) 実験室平面図(動物実験を実施する場合は当該場所を含みます。)

- ④ 動物検疫所企画管理部の送付先は以下の通りです。

メール：[aqs.yokkiki@maff.go.jp](mailto:aqs.yokkiki@maff.go.jp) 電話：045-751-5923

\* 「禁止品輸入許可申請書」を送付前に、書類の内容確認を行って下さいますので、事前に企画管理部にご連絡頂きますようお願い致します。

- ⑤ 審査後、輸入許可証明書及び輸入許可指令書が申請者に交付されます。
- ⑥ 輸入許可証明書、輸入許可指令書及び輸入許可申請書を弊社までメールで送付願います。  
メールアドレス：[atcc@summitpharma.co.jp](mailto:atcc@summitpharma.co.jp)
- ⑦ 輸入許可証明書は米国輸出時に当該商品に添付して輸入手配を行わなければなりません。この為、輸入許可書類の取得が確認できた後、ATCCへ発注いたします。
- ⑧ ご申請頂いた輸入の予定港（到着空港）検疫所にて検査の立会い、お受取をお願い申し上げます。

## [注意点]

- I. 輸入期限は許可後最大6ヶ月以内となっております。

しかしながら ATCC 商品をご存知の通り、通常の試薬類とは異なり、生物商品であることから確実な納期をご案内させて頂くことが難しい状況がございます。ご申請の前には一度、当該商品の ATCC 在庫状況等を弊社にお問合せくださいますようお願いいたします。

- II. 日本到着後、ご申請頂いた輸入の予定港（到着空港）の検疫所まで原則お客様に直接お受け取りに行ってください。

## 2) 植物防疫所：植物防疫法 輸入禁止品に該当した場合の手続

- ① 分譲依頼書受領後、弊社より輸入禁止品に該当したことをご連絡いたします。
- ② 植物防疫所 HP (<http://www.maff.go.jp/pps/>) の【輸入禁止品の輸入許可】を必ずご一読下さい (<http://www.maff.go.jp/pps/j/law/daijinkyoka/index.html>)。
 

【I 試験研究・展示のために海外から輸入禁止植物・検疫有害動植物・土を輸入される方へ】の項に、手続き全体の流れ図、手引及び申請書類等がダウンロード出来るようになっております。
- ③ 「輸入禁止品輸入許可申請書」をご用意頂き、申請者の住所地を担当する植物防疫所にご提出下さい。
 

【I 試験研究・展示のために海外から輸入禁止植物・検疫有害動植物・土を輸入される方へ】の項で原本及び記載方法がダウンロード可能です。

[注意点]

  - ・数量及び梱数：複数個申請の際はアイテム毎に許可証が発行されるようにご記載下さい。  
例) 3アイテム申請の場合 ⇒ 3アイテム 3こうり
  - ・輸送の方法及び経路：航空貨物
  - ・発送人の住所・職業・氏名：下記、ATCC の連絡先をご記載下さい。  
American Type Culture Collection  
10801 University Boulevard  
Manassas, Virginia 20110-2209 U. S. A.
  - ・輸入の予定年月日：  
ATCC 商品の特性上、欠品中の商品に関しては作成する期間が株毎に異なります。この為、納品の予定が変更若しくは遅延する可能性がございます。この為、申請書の[輸入の予定年月日]は長めに取得頂きますようお願い申し上げます。  
記載方法によりますと申請の日から1年以内となっておりますので、余裕を持って申請日の1年後をご記載頂きますようお願い申し上げます。
  - ・その他参考となるべき事項：輸入代行者を下記のようにご記載下さい。  
輸入代行者：住商ファーマインターナショナル (株)
- ④ 審査後、輸入許可指令書及び 輸入許可票 (Yellow Tag) が申請者に交付されます。
- ⑤ 輸入許可票、輸入許可指令書及び輸入許可申請書を弊社までメールで送付願います。  
メールアドレス：atcc@summitpharma.co.jp
- ⑥ 輸入許可証明書は米国輸出時に当該商品に添付して輸入手配を行わなければなりません。この為、輸入許可書類の取得が確認できた後、ATCC へ発注する流れとなります。
- ⑦ 輸入港を管轄する植物防疫所により異なりますが、輸入時の検査及び運搬に関して「委任状」をご提出頂き、業者に代行して頂く場合がございます。  
\*許可申請終了後に別途ご相談させて頂きたくお願い申し上げます。
- ⑧ お手元に商品到着後、「輸入禁止品到着報告書」を、輸入検査を担当した植物防疫所長様宛にご提出下さい。  
「報告書」は【I 試験研究・展示のために海外から輸入禁止植物・検疫有害動植物・土を輸入される方へ】の項で原本がダウンロード可能です。

以上